

輸入許可通知書

税单日期

税单编号

代表税番 8471 L 申告種別 IC [2] 区分 3X あて先税関 OHI 部門 06 申告年月日 2023/11/08 申告番号 115 5010 5440
 申告条件 [] 申告予定年月日 2023/11/08 本申告 []

輸入者住所 SHENZHEN CHANGQIAN ELECTRONICS CO., LTD
 NO.182, BUILDING 2, LANE 18, CHILINGSHI
 FIRST VILLAGE, SHAOYANG COMMUNITY,
 DALANG STREET, LONGHUA NEW DISTRICT, SHENZHEN CITY
 電話 18002580470
 税関事務管理人 4000-23-0842
 TONGSHI CO., LTD.
 輸入取引者 住出住所 SHENZHEN CHANGQIAN ELECTRONICS CO., LTD
 NO.182, BUILDING 2, LANE 18, CHILINGSHI FIRST VILLAGE, SHAOYANG
 COMMUNITY, DALANG STREET, LONGHUA NEW DISTRICT, SHENZHEN CITY - CN

进口商公司名称

輸出の委託者 代理 人 44185 1855 03484 03484 YUKO SANDA
 通関士コード J0911 検査立会者

B/L番号 (1) JPHL1804230100010001
 (2)
 (3)
 (4)
 (5)
 船卸港 JPTYO TOKYO - TOKYO
 積出地 CNSHK SHEKOU
 積載船機名 9V6516 WAN HAI 295
 入港年月日 2023/10/23

蔵置税関 OHI - 06 貨物個数 124 CT
 保税地域 1FWX6 JHSS-TY00TA 貨物重量 1,726.500 KGM
 最初蔵入年月日 2023/11/08
 貿易形態別符号 518 一括申告 []
 記号番号 91800230100010001 調査用符号

貿易管理令 [] 輸入承認証 []
 関税法70条関係許可承認
 共通管理番号
 食品 -
 植防 -
 動検 -
 輸入承認証番号等
 1 2
 3 4
 5 6
 7 8
 9 10

仕入書番号 B - 91800230100010001
 仕入書(電子)
 仕入書価格 D - CIF - JPY - 2,704,640
 運賃 -
 保険 -
 通関金額 -
 評価 6 -
 補正 DP - JPY - 6,364,560 -
 事前教示(評価) 1 2
 BPR合計
 原産地証明 [] 戻税申告 [] 内容点検結果 [] 計算 []

消費税額(国税)

地方消費税額(地税)

税科目 税額合計 欄数
 D 関税 ¥0 0
 F 消費税 ¥496,300 1
 A 地方消費税 ¥139,900 1

納税額合計 ¥636,200 通貨レート -
 担保額 -
 口座 [F] 都道府県 13
 納付方法 [R] 構成 1枚 1欄

< 01 欄 > 統合先欄
 品名 INPUT OR OUTPUT UNIT
 税表番号 8471.60
 申告価格 (CIF) ¥6,364,560
 関税率 S FREE
 関税額 ¥0
 減免税額
 減免税令 別表

品目番号 8471.60-000 1 価格再確認 []
 数量 (1) 2,132 NO
 数量 (2)
 課税標準数量
 輸入令別表 特恵 []
 BPR按分係数
 BPR金額 -
 蔵置種別 [] 運賃按分 [] 原産地 CN - CHINA - WKOR
 事前教示(分額) (原産地)

一 内国消費税等(1) 消費税
 課税標準額 ¥6,364,560
 税率 7.8%
 税額 ¥496,392
 減免税額

種別 F4
 課税標準数量
 減免税
 条項

一 内国消費税等(2) 地方消費税
 課税標準額 ¥496,300
 税率 22/78
 税額 ¥139,982
 減免税額

種別 A4
 課税標準数量
 減免税
 条項

記事(税関) 輸入者(入力) -
 記事(通関) 輸入取引者(入力) -
 記事(荷主) 社内整理番号 9180023010001
 荷主セクションコード 荷主Ref No. 利用者整理番号 50001

[税関通知欄] 関税法第67条の規定により、あなたが申告した貨物の輸入を許可します。

東京税関大井出張所長
事後審査

輸入許可日 2023/11/09 審査終了日 2023/11/09
 (注) この申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることがあります。なお、輸入の許可後、税関長の調査により、この申告による税額等を更正することがあります。
 (注) この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣に対して審査請求をすることができます。